

平成20年度 がん薬物療法認定薬剤師の認定申請に係るQ & A

〔1〕 認定申請資格について

【1】 認定申請資格(2) 実務経験について

(質問 1-1)

大学院修了者ですが、病院での勤務経験が3年数ヶ月間しかありません。認定申請資格(2)に「薬剤師としての実務経験を5年以上有し」という規定がありますが、薬剤師免許登録後5年間以上の期間が経過していれば良いと理解して良いのでしょうか。

(回答)

「薬剤師としての実務経験を5年以上有し」とは、薬剤師免許の登録後の経過年数ではなく、「医療提供施設(病院、診療所、老健施設、保険調剤薬局等)において、薬剤師としての実務に5年以上従事していること」を指します。

なお、申請時に、5年以上の実務経験を有していることが必要です。

(質問 1-2)

県立病院に勤務している者ですが、「薬剤師としての実務経験を5年以上有し」という規定に、行政機関での職務期間を含むのでしょうか。

(回答)

行政機関での従事期間については、ここでいう「薬剤師としての実務経験を5年以上有し」の実務経験には含めることはできません。あくまで、「医療提供施設」での実務経験の期間を指します。

【 2 】 認定申請資格(3) 認定薬剤師について

(質 問 2-1)

現在、(財)日本薬剤師研修センター認定薬剤師の認定申請中です。近々、認定される見込ですが、このような状況でもがん薬物療法認定薬剤師の認定申請を行うことは可能でしょうか。

(回 答)

申請時において、(財)日本薬剤師研修センター認定薬剤師でなければなりません。したがって、「近々、認定される見込み」という場合は、申請資格を満たしていないという扱いになります。

なお、このようなケースにおいては、認定機関が交付する認定証等の代用となるもの(写しで可)を提出していただいても結構です。

(質 問 2-2)

日病薬の生涯研修履修認定を、平成13年に受けており、現在、5年間の認定期間を満了している状況です。また、単年度の生涯研修の認定を、平成13年～平成15年までの3年間および平成17年～平成19年まで3年間ずつ、合計6年間にわたり認定されております。通算すると6年間の認定を受けて状況ですが、平成16年度は、業務が多忙だったため、生涯研修の単年度認定の申請を行なうことができませんでした。この場合でも、がん薬物療法認定薬剤師の認定申請を行うことは可能でしょうか。

(回 答)

- 1) がん薬物療法認定薬剤師の認定申請に係る認定審査においては、「日病薬の生涯研修履修認定」の該当性に係る審査を行いません。がん薬物療法認定薬剤師の認定審査においては、生涯研修に係る認定(認定証の写し)の有無のみが審査の対象となります。
- 2) 日病薬の生涯研修履修認定制度については、専門薬剤師・認定薬剤師制度に係る認定制度とは別の形で運営されております。なお、日病薬の生涯研修の認定申請等は、各都道府県病院薬剤師会(事務局)が窓口となっております。
- 3) 今年の日本病院薬剤師会生涯研修履修認定の対象者は、平成15～平成19年までに5年間連続で生涯研修認定を受けている方になります。その方々には、8月中

旬頃を目途に、所属の各都道府県病薬を通じて認定証が交付される予定ですが、がん薬物療法認定薬剤師認定申請を行なう際には、認定証の写しを提出できない場合には、「今年度認定を受けるために提出できない旨」を記載した理由書を提出して下さい。

(備 考)

「日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師」とは、5年間連続で日病薬の生涯研修認定(単年度)を受け、別途、「生涯研修履修認定者」として都道府県病院薬剤師会会長を通じて日病薬に届出があった方を日病薬が認定し、認定証が交付された方を指します。

【 3 】 認定申請資格(4) 研修施設での勤務について

(質 問 3-1)

本年3月末日までに、日病薬のがん実務研修を行なう認定研修施設に勤務し、現在、別の医療機関に勤務しております。前施設において、がん薬物療法に10年間以上従事しておりましたので、認定申請資格(4)の「研修施設において引き続き3年以上、がん薬物療法に従事していること」として取り扱っていただけるのでしょうか。

(回 答)

原則として、「申請時において、認定申請資格を満たすこと」となっております。そのため、当該要件には該当いたしません。

(質 問 3-2)

「研修施設において引き続き3年以上、がん薬物療法に従事していること」という要件について、海外留学、転勤、産休・育休等による勤務中断がある場合、連続性についてはどの程度まで許容されるのでしょうか。

(回 答)

認定審査委員会で個別の事情を鑑みて判断いたします。従って、認定申請する際には、中断した理由と中断期間などを記述した説明文書(様式自由)を添付してください。

【 4 】 認定申請資格(5) 研修会について

(質 問 4-1)

認定申請の対象となる講習会について、日病薬が主催する「集中教育講座」を受けていない場合、どのようなものが該当するのでしょうか。

(回 答)

日病薬が認定した「学会の教育セミナー」、都道府県病薬が実施する研修会・セミナー等が該当します。ただし、該当性の判断ができない場合には、認定申請書(様式3)に受講した講習会・セミナー等の情報を記入し、併せてプログラムと受講証明となるものの写しを添付してください。認定審査の際に、個々に審査いたします。

なお、プログラム及び受講証明となるものの写しの添付がない場合には、認定審査上、無効となります。

(質 問 4-2)

平成20年度第1期がん実務研修の履修者ですが、日病薬より、同一年度に開催される「集中教育講座」を受講するよう指示されております。7月上旬に大阪で開催される同講座には、研修中であること又遠方であるため、12月に東京で開催される同講座を受講しようと計画しておりました。今般、認定申請を行なうにあたり、義務となっている集中教育講座教育の受講を確約することで、認定申請の対象となる講習会を受講したものと取り扱われることはあるのでしょうか。

(回 答)

平成20年度のがん実務研修を履修される方には、平成20年度中に開催される集中教育講座を必ず受講していただくこととしており、また、受講会場については、特に制限を設けておりません。

今回の認定申請が可能な平成20年度第1期研修の履修者は、大阪での集中教育講座の開催が研修期間中であったという事情もあるため、「今年度中に開催される集中教育講座を必ず受講する旨の誓約書(様式自由:A4サイズ)」を提出してすることで差し支えないことといたします。

なお、本ケースで認定を受けた方が、後日開催される集中教育講座を受講しなかった場合は、理由の如何に関わらず、認定が取り消されることとなります。

【 5 】 認定申請資格(6) 薬剤管理指導の実績について

(質 問 5-1)

薬剤管理指導の実績については「50症例以上」とされているので、できるだけ多くの症例を記載し、申請してもよいのでしょうか。また、症例の要約として、どの程度の内容を記載すればよいのでしょうか。

(回 答)

薬剤管理指導の実績については、実務経験として50症例以上を求めているということであって、それ以上の症例があっても申請書には50症例分のみを厳選して記載して下さい。

また、症例の要約については、がん患者に対して薬剤師としての薬学的介入とその効果(成果)などが明瞭になるように記載して下さい。(カルテや入院サマリーの写しのようなものでは不十分です。)

(質 問 5-2)

薬剤管理指導の実績に係る症例数の考え方として、「1症例」とは、1名の患者を指すのでしょうか。

(回 答)

原則として、1人の患者を1症例としてください。ただし、同一患者の場合でも、がんの再発などで、従前とは異なる治療法(化学療法等)が実施されている場合には、別症例として取り扱うことが可能です。

なお、入院中に1コース目の化学療法が実施され、退院後の外来化学療法で前コースに続く2コース目、3コース目が行なわれた場合には、同一症例として取り扱います。

(質 問 5-3)

前年度とは異なり、薬剤管理指導の50症例の記載書式(様式4)には「化学療法、緩和ケア」のみを記載することになっておりますが、術前・術後感染症対策に係る薬物療法や放射線療法を受けた患者の副反応に対する薬物療法は対象外になるのでしょうか。

(回 答)

術前・術後に施行されたがん化学療法に関わる薬学的管理を否定しているものではありません。抗菌薬や含嗽薬の使用に関する薬学的管理のみが記載されている場合は、がん領域の薬物療法として読むことができませんので対象外となります。

また、放射線療法後の副反応の管理として薬物療法が実施された場合、その薬物療法に対する薬学的な管理を行なったケースについては含めても差し支えありません。

(質 問 5-4)

緩和ケアに係る薬学的管理には、褥瘡、栄養管理に係る薬物療法も含めてよいのでしょうか。

(回 答)

この申請における緩和ケアに係る薬学的管理とは、疼痛管理に係る薬物療法への関与が該当します。鎮痛剤の投薬、その副作用の管理(消化器症状、呼吸器症状、オピオイドによる精神症状等)に係る薬学的管理は認められますが、褥瘡、栄養管理に係る薬物療法は対象外といたします。

ただし、がんに罹患する以前に罹患していた疾病に係る薬学的管理については、原則として、本認定申請における薬剤管理指導の要約の対象外となります。

【 6 】 認定申請資格(8) がん薬物療法認定薬剤師認定試験の有効期間の取扱いについて

(質 問 6)

平成19年度(平成19年9月2日実施)のがん薬物療法認定薬剤師認定試験に合格しましたが、当該試験の有効期間は1年間と聞いていますので、本年の9月1日まで有効性があると理解してよいのでしょうか。

(回 答)

がん薬物療法認定薬剤師認定試験に合格した場合の有効期間は、原則として、試験合格後1年間です。しかし、がん薬物療法認定薬剤師の認定申請の受付は、1回／年ですので、厳密に言いますと、試験の合格と同一年度及び次年度の認定申請の2回にわたり有効ということになります。

平成19年度のがん薬物療法認定薬剤師認定試験に合格している場合は、平成20年度(今回)の認定申請まで有効ということになります。

〔2〕 その他認定申請上の注意について

【 7 】 その他

(質 問 7-1)

今年度の認定申請書(申請様式)については、昨年度の認定申請書(様式)から変更されている点がありますが、昨年度の認定申請書をそのまま使用してもよいでしょうか。また、3ヶ月間の実務研修を履修しているのですが、認定申請の様式2「がん薬物療法に従事していることの証明」を提出する必要があるのでしょうか。

(回 答)

必ず、平成20年7月14日付けの認定申請の受付案内の際に示しております認定申請書・様式一式を用いて申請してください。昨年度の申請書(様式)による申請については、無効とさせていただきます。なお、研修の履修に関わらず、認定申請様式2については、必ず、ご提出ください。

(質 問 7-2)

現在、私は自らが勤務する施設を離れ、日病薬のがん専門薬剤師研修事業実務研修(3ヶ月間)を履修しております。研修終了日は8月8日までの予定ですが、がん薬物療法認定薬剤師の認定申請の受付は8月20日までとなっており、認定申請に係る準備のための期間があまりありません。この場合、認定申請の受付が延長されるようなことはあるのでしょうか。

(回 答)

平成20年第1期がん実務研修の履修者及び平成20年度がん薬物療法認定薬剤師認定試験に合格者につきましても、今回の認定申請受付の締切日を延長することはありません。当初のご案内のとおり、8月20日(水)までに必ず日病薬事務局に認定申請書が届くように準備をしてください。なお、申請書類に不備がある場合には、不認定とまりますのでご注意ください。

(質 問 7-3)

がん薬物療法認定薬剤師認定申請の際に提出した申請書類は、後日、申請者に返却されるのでしょうか。

(回 答)

申請資料は返却いたしませんので、予めご了承下さい。なお、当該資料については、一定期間保管した後、事務局にて適切に処理いたします。

(質 問 7-4)

がん薬物療法認定薬剤師の認定申請後の認定審査料の返納は、可能なのでしょうか。

(回 答)

認定審査料は合否結果に関わらず返納いたしませんので、予めご了承ください。